

自作農財産の買受けを希望される方へ

1 自作農財産とは

農地解放時に「自作農創設特別措置法」（昭和 21 年制定・昭和 27 年廃止）等に基づき、不在地主の所有する貸付農地等について、国（農林省）による買収・売渡しが行われました。このとき買収された土地のうち現在も売渡し等が行われずに農林水産省名義のまま残っている財産を静岡県で管理しています。

2 自作農財産の種類

現在も売れ残っている財産の中には、元々農地だった土地を買収したもの（**国有農地**）と開拓予定地として買収した未墾地（開墾されていない土地）（**開拓財産**）の 2 種類が存在します。農地だったものについては当然現在も農地ですが、未墾地を買収した地区については現在残っている財産の多くは山林・原野・道路・水路となっています。

3 自作農財産の処分について

農林水産省では、現在管理している財産について、農業利用するものと非農業利用するものに分けて処分を進めています。

非農業利用するものについては、原則財務省へ所管換を行い、財務省から売払いを行います。

他に、一部の土地については貸し付けされているものもあります。これには、農地として貸し付けされているもの（**農耕貸付**）と農地以外の目的で貸し付けされているもの（**転用貸付**）があります。ただし、現在新規の貸付は、原則行っておりません。

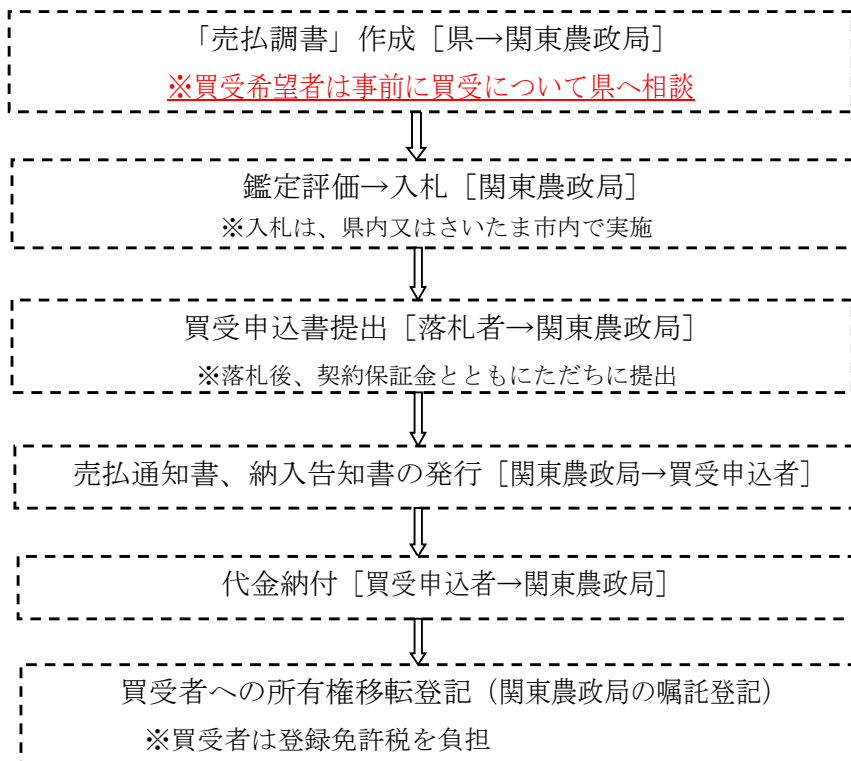
処分方法等	農業利用売払い	非農業利用売払い
対象 (自作農財産)	不要地認定の要件(※)に該当しないもの	市街化区域に存在するなど不要地認定の要件(※)に該当するもの
処分する相手方 (優先順位)	原則、一般競争入札 (農地法第 3 条適格者であることが必要)	① 旧所有者（一般承継人含む） ② 転用借受者 ③ 上記①②以外の者
処分権者	農林水産大臣（関東農政局長）	①②農林水産大臣（関東農政局長） ③財務大臣（東海財務局静岡財務事務所長等）
価格	時価 (近隣取引事例等を基に算定)	①②時価(不動産鑑定士による評価額等を参考) ③財務省の規定により決定(原則一般競争入札)

(※) 不要地認定の要件 (旧農地法施行令第 16 条第 1 項)

- 公用、公共用又は国民生活の安定に必要な施設の用に供する緊急の必要性があり、かつ、その用に供されることが確実なもの。
- 市街化区域内の土地及び市街化の傾向が著しい区域内にあるもの
- 災害等で復旧が困難なもの
- その他、現在農業上の利用に供されておらず、今後もその見込みがないもの など

4 処分手続について

(1) 農業利用売払い手続の流れ



(2) 非農業利用売払い手続の流れ (財務省へ所管換を行う場合)

